二　次に掲げる客席部分の区分に応じてそれぞれ次に定める構造の側壁その他これに類するもの（以下「側壁等」という。）を客席部分に設け、かつ、乗降口に前項に定める構造の扉を設けた場合（客席部分に床がない場合を除く。）　第二項及び第五項

イ　客席部分にいる人が座席に座って利用するもので、客席部分の床の最高部の高さが地盤面から五メートル未満である客席部分　床面からの高さが五十五センチメートル以上で、かつ、座席面からの高さが三十センチメートル以上の側壁等

ロ　客席部分にいる人が座席に座って利用するもので、客席部分の床の最高部の高さが地盤面から五メートル以上である客席部分　床面からの高さが八十センチメートル以上で、かつ、座席面からの高さが四十センチメートル以上の側壁等

ハ　客席部分にいる人が立って利用する客席部分　床面からの高さが一・一メートル以上の側壁等

第二　別表第一の遊戯施設の種類の欄㈣項に掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。

一　勾配が、別表第一の勾配の欄㈣項に掲げる数値以下であること。

二　高さを五十センチメートル（水を流した水路（以下「滑走路」という。）を滑走する人に走行方向に直交する方向に遠心力が作用する部分においては、さらに当該遠心力により滑走する人が外に飛び出さないために必要な高さを加えるものとする。）以上とした側壁を設けること。ただし、次に掲げる部分においては、この限りでない。

イ　滑走路への乗入口

ロ　滑走路からの出口（当該出口の直前一・五メートル以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを八十五センチメートル、当該出口の先端からの長さを六メートル（安全上支障ない場合においては、三メートル）以上としたプールを設けた場合に限る。）

ハ　滑走路の両側に落下防止用の張り出し部分が設けられている部分（曲線部分を有しないものに限る。）

第三　別表第二の遊戯施設の種類の欄㈣項に掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。

一　定常円周速度が、別表第二の定常円周速度の欄㈣項に掲げる数値以下であること。

二　客席部分を壁、床、天井その他これらに類するもので囲い、かつ、乗降口に第一第六項に定める構造の扉を設けること。ただし、地盤面から客席部分までの高さが十メートル以下のもので第一第七項第二号に該当する構造としたものにあっては、この限りでない。

第四　客席部分には、遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示しなければならない。ただし、当該遊戯施設の乗り場において当該事項を掲示した場合は、この限りでない。

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

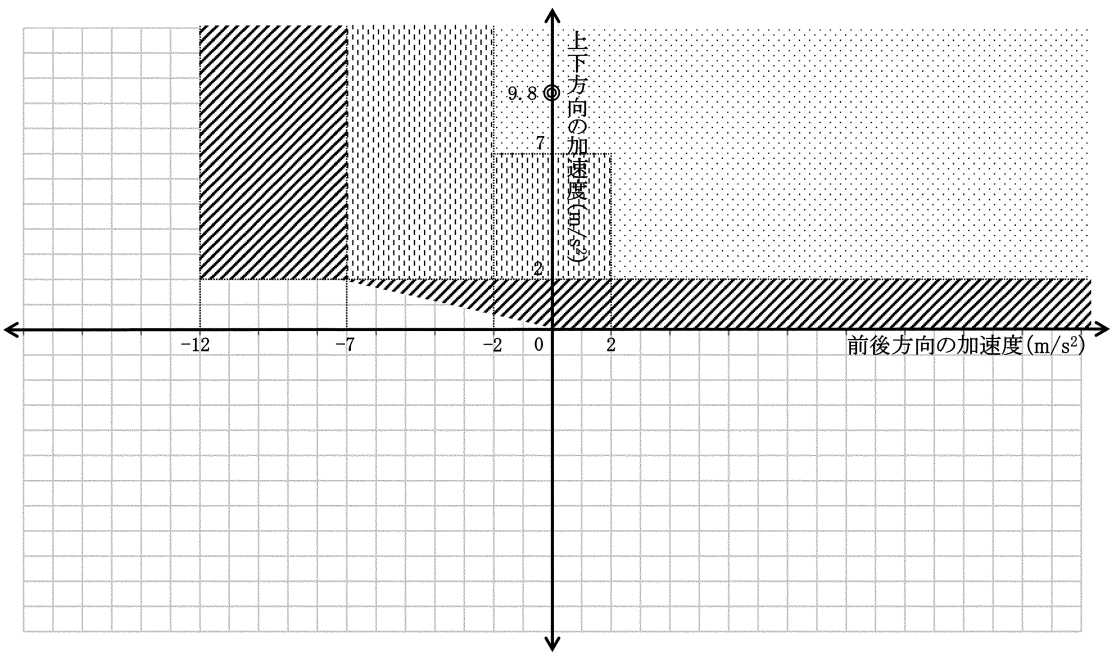
2　遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「同告示の別表第二」の下に「（以下「別表第二」という。）」を加え、「遊戯施設を除く」を「遊戯施設を除き、別表第二㈣項に掲げる遊戯施設並びに平成二十九年国土交通省告示第二百四十七号の別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度（単位はメートル毎秒毎秒とし、継続時間が〇・二秒以上であるものに限る。以下同じ。）及び十二未満の横方向の加速度が客席部分に生ずる遊戯施設（別表第二㈣項に掲げる遊戯施設を除く。）に限る」に改める。

3　遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表十㈡の項㈤の欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十六号第一第四号」を「平成二十九年国土交通省告示第二百四十七号第二第二号」に改める。

別図



注1）　とは、加速度領域一を示す。　とは、加速度領域二を示す。

とは、加速度領域三を示す。　とは、加速度領域三超を示す。

注2）　横軸上における正の値は前方向の加速度、負の値は後方向の加速度を示す。

注3）　縦軸上における正の値は上方向の加速度、負の値は下方向の加速度を示す。

注4）　◎とは、停止時の状態を示す。

注5）　領域間の境界線上の場合は、そのうち最も大きい領域とする。

○国土交通省告示第二百四十八号

低排出ガス車認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

低排出ガス車認定実施要領の一部を改正する告示

低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国